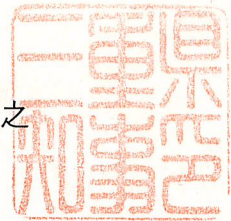


指 定 更 新 通 知 書

子福第03-51号の8
令和4年11月24日

有限会社トータルヘルスサポート 様

三重県知事 一見 勝之



医療機関の指定につきまして、生活保護法第49条の3の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項において準用する生活保護法第49条の3の規定に基づき、次のとおり指定の更新を行いましたので通知します。

指 定 医 療 機 関 名	ソーラー薬局
事 業 所 所 在 地	桑名市新西方三丁目 206 番地
指 定 有 効 期 間	令和4年12月1日 から 令和10年11月30日 まで (貴保険薬局の指定有効期間の満了日まで)
生活保護法に基づく 指 定 番 号	0100762
備 考	